

令和 6 年度

川越市省エネ家電買換え促進事業補助金

家庭の電力消費を抑えることを目的に、既存のエアコン、冷蔵庫を省エネ性能の高い省エネ家電（新品に限る）に買換え設置する方を対象に、補助金を交付します。

※国や県等が実施する補助金等との併用不可

申請受付期間

※予算額に達し次第、受付終了

令和 6 年 5 月 1 0 日（金曜）午前 9 時 0 0 分～

1 1 月 2 9 日（金曜）午後 5 時 1 5 分（必着）



補助対象設備

統一省エネルギーラベル多段階評価 **3 以上** のエアコン又は冷蔵庫

※ 1 世帯につき、エアコン又は冷蔵庫のどちらか 1 台

該当機種は販売店や「省エネ型製品情報サイト」(<https://seihinjyoho.go.jp/>)

で確認してください。

【統一省エネルギーラベル】



補助金額

補助対象機器 の **本体購入価格**※（税抜）の 3 分の 1（千円未満切捨て）

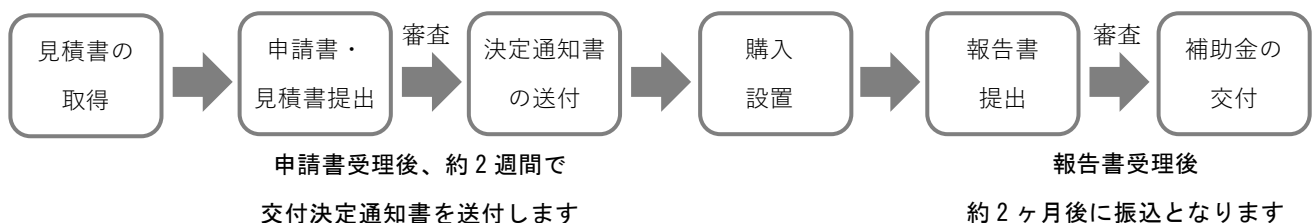
又は 30,000 円 のいずれか低い額

※設置費用、既存家電の撤去費用、処分費用等は対象外

対象者

- （1）令和 6 年 5 月 1 0 日から令和 7 年 1 月 3 1 日までの間に、市内の家電販売店を利用して、現に居住する住宅のエアコン又は冷蔵庫を対象機器に買い換える方
※設置前の住所と設置後の住所が異なる場合は対象外
- （2）申請日時時点で川越市に住民登録がある方
- （3）市税すべて（市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等）に滞納がない方
- （4）既存のエアコン又は冷蔵庫を家電リサイクル法等に従い、適切に処分する方
※リサイクルショップ等で売却した場合や無料回収で引き渡した場合は対象外
- （5）交付決定から 3 か月以内に補助対象設備を設置し、実績報告書を提出できる方
- （6）過去に同一の補助対象設備に係る補助金の交付を受けていない方（世帯）
※令和 4 年度及び令和 5 年度に市が実施した補助事業により補助金の交付を受けた方（世帯）は、補助を受けた機器と同一の機器を申請することはできません。

手続きの流れ



1 交付申請書の提出

申請受付期間

令和6年5月10日（金）午前9時00分～11月29日（金）午後5時15分（必着）
※受付開始初日の早朝や時間外等の来庁はお控えください。

受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付することはできかねます。受付期間内に予算の範囲を超える申請があった場合は、**超えた日に到着した交付申請書**（不備があるものを除く）の中から、抽選により補助金交付対象者等を決定します。

※電子申請の場合は、17時15分までの申請を当日の申請とし、17時16分以降の申請は、翌日の申請として取り扱います。

申請書類

1	申請書（様式第1号）	必要事項をすべて記入していること。 添付書類すべての名義を同一の方としてください。
2	見積書の写し	以下が記載されていること。 ①申請者本人の氏名 ②設置する補助対象機器のメーカー名 ③機種型番 ④設置に要する費用等の各金額（内訳が明記されていること） ⑤購入予定店舗（販売店名、所在地（市内））

※一度提出いただいた書類はお返しできません。また、必要書類がすべて揃っていない場合は、お預かりできません。

申請方法

- （1）環境政策課窓口（市役所本庁舎5階）
- （2）電子申請
- （3）郵便（追跡可能な簡易書留又はレターパックプラスで送付してください。）

※各市民センター及び川越駅西口連絡所では書類の提出は受け付けておりません。

電子申請 QR コード



交付決定等

市は、申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた者を対象に、交付決定の通知をします。なお、申請を受け付けた場合であっても予算の範囲を超えた等の理由により交付することが出来ない場合は、不交付決定の通知を送付します。

2 購入・設置

交付決定後に既存家電の処分、省エネ家電の購入・設置をしてください。

交付決定から3か月以内に設置し、実績報告書を提出する必要があります。

申請した機器から別の機器に変更する等、申請内容に変更がある場合は、事前に環境政策課にご連絡ください。

提出期限

交付決定日から3か月以内 又は **令和7年2月28日（金）**のいずれか早い期日まで

設置が完了したら速やかに提出してください。必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態とした上で提出しなければなりません。

提出期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消しとなり、補助金を交付することはできませんので、ご注意ください。

提出書類

1	実績報告書（様式第4号）	用紙は交付決定通知とともに申請者へ送付します。
2	納税証明書（未納の額のないことの証明書） ※発行から1か月以内のもの ※発行を受けた原本に限る	<p>○交付決定通知とともに送付した「納税証明交付申請書」を持参し、収税課（市役所本庁舎2階）、各市民センター、川越駅西口連絡所で証明を受けてください。川越駅西口連絡所での受付時間は<u>平日9時30分～17時15分まで</u>となります。</p> <p>○コンビニ交付サービスでは、納税証明書（未納の額のないことの証明書）は発行出来ませんので、ご注意ください。必ず窓口で取得してください。</p> <p>○申請者以外の納税証明書は不要です。</p> <p>○納税した日から1か月以内に取得する際には、当該領収書の提示を要する場合がありますので、領収書もしくは記帳した通帳を持参してください。</p> <p>○証明手数料が200円かかります。</p> <p>○同居の親族以外の代理の方が取得する場合は、委任状が必要です。 ※詳しくは収税課へお問い合わせください。</p>
3	振込先の口座情報がわかる書類	<p>通帳又はキャッシュカードの写しなど、振込先の口座情報が確認できるもの。</p> <p>申請者本人の口座に限ります。</p>
4	購入費等の支払いを証する書類の写し	<p>以下が記載されていること</p> <p>①宛名（申請者本人に限る）</p> <p>②購入金額（本体価格等がわかる内訳が明記されているもの）</p> <p>③購入日</p> <p>④製品名（型番）</p> <p>⑤販売店名</p> <p>※1 家電量販店の領収書で市内の店舗での購入が確認できない場合は、補助金の添付書類として取り扱うことができません。</p> <p>※2 <u>設置費用や処分費用等が領収金額に含まれている場合は、本体価格がわかる内訳明細等を添付してください。</u></p> <p>※3 <u>宛名のない領収書は、ご自身で記入の上、提出してください。</u></p>

5	製造メーカーが発行した補助対象機器の保証書の写し ※販売店が独自に発行する保証書は不可	以下が記載されていること ①氏名（申請者本人に限る） ②住所 ③販売店名・住所 ④お買い上げ日 上記の項目が未記入の場合は、ご自身で記入の上、提出してください。
6	家電リサイクル券の写し	以下が記載されていること ①管理票番号 ②リサイクル品目 ③排出者名（申請者本人に限る） ○料金郵便局振込方式の家電リサイクル券の場合は、振替払込受付証明書又はATMのご利用明細票のコピーも提出して下さい。 ○家電リサイクル券について、詳しくは「一般財団法人家電製品協会 https://www.rkc.aeha.or.jp/recycleticket/ 」のホームページをご確認ください。

※一度提出いただいた書類はお返しできません。また、必要書類がすべて揃っていない場合は、お預かりできません。

提出方法

- (1) 環境政策課窓口（市役所本庁舎5階）
 - (2) 電子申請 ※URL及びQRコードは交付決定通知書とともに送付します。
 - (3) 郵便（追跡可能な簡易書留又はレターパックプラスで送付してください。）
- ※各市民センター及び川越駅西口連絡所では書類の提出は受け付けておりません。

補助金額の確定・交付（口座振込）

市は、報告書類の審査等により、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。

また、報告書類を審査したうえで必要がある場合には、現地調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。

確定した補助金は、審査の後、申請者が指定した金融機関の口座（申請者本人の口座に限ります。）に振り込みます。なお、振込までの目安は、実績報告書が不備なく提出されてから2か月程度です（振込日のお知らせは行っていません）。

※提出書類に虚偽の事項の記載があることや要綱に違反したことが認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金を返還していただきます。

※申請者（設置者）は、補助金を受領し設置した設備について、設置完了から10年間、適切な管理を継続しなければなりません。やむをえない事情で処分、譲渡等をおこなう場合には、あらかじめ環境政策課へご相談ください。

川越市 環境部 環境政策課 地球温暖化対策担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1 電話 049-224-5866 FAX 049-225-9800

https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/kankyo/ondankataisaku/ecofamily/r6_kadenhojo.html

市ホームページ

